

株 主 各 位

岡山市南区浜野 1 丁目 4 番 34 号

株式会社 岡 山 製 紙

代表取締役社長 津 川 孝 太 郎

## 第175回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

また、この度の熊本地震により被災されました皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第175回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年 8 月 25 日(木曜日)午後 5 時 15 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 8 月 26 日(金曜日)午前10時
  2. 場 所 岡山市北区下石井 2 丁目 6 番 1 号  
アークホテル岡山 3 階 牡丹の間
  3. 目 的 事 項
- 報 告 事 項 第175期(平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月 31 日まで)  
事業報告及び計算書類報告の件

### 決 議 事 項

＜会社提案（第 1 号議案から第 3 号議案まで）＞

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 1 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

＜株主提案（第 4 号議案から第23号議案まで）＞

- 第 4 号議案 定款一部変更の件（一株純資産を下回る公開買い付けへの賛同・応募推奨の禁止）
- 第 5 号議案 定款一部変更の件（独立取締役 2 名以上の選任義務）
- 第 6 号議案 定款一部変更の件（ROE 8 % を 3 年連続で下回った場合の情報開示義務）
- 第 7 号議案 定款一部変更の件（当社における従業員持株会の設置）
- 第 8 号議案 定款一部変更の件（銀行株式保有の禁止）

- 第9号議案 定款一部変更の件（白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止）
  - 第10号議案 定款一部変更の件（当社の発行済1%以上の株主との対話における最高経営責任者の対応）
  - 第11号議案 定款一部変更の件（株主提案権行使の適時開示義務）
  - 第12号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）
  - 第13号議案 定款一部変更の件（バイオマス発電事業、電力販売事業への参入）
  - 第14号議案 自己株式取得の件
  - 第15号議案 剰余金の処分の件
  - 第16号議案 独立取締役1名選任の件
  - 第17号議案 定款一部変更の件（売買単位の100株単位への統一）
  - 第18号議案 定款一部変更の件（「伊藤レポート」株主資本利益率8%目標への対応に関する情報開示）
  - 第19号議案 定款一部変更の件（取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置）
  - 第20号議案 定款一部変更の件（1株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続した場合の情報開示）
  - 第21号議案 定款一部変更の件（王子製紙株式会社との経営統合に関する特別調査委員会の設置）
  - 第22号議案 定款一部変更の件（株主との対話に関する規定）
  - 第23号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）
- 上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載しております。

#### 4. その他議決権行使についてのご案内

- (1) 株主提案につきましては、当社取締役会は、そのいずれにも反対しております。
- (2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 第1号議案及び第15号議案への議決権の行使につきましては、第1号議案は、第15号議案と相反する関係にあります。したがって、議決権行使書面により第1号議案及び第15号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案及び第15号議案への議決権の行使はいずれも無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

以 上

- 
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okayamaseishi.co.jp>) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成27年6月1日から)  
(平成28年5月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油等の資源価格の下落による購買力の改善等により、景気の下押し圧力は弱まっており、2016年1～3月期の実質経済成長率は閏年効果もあり年率換算で1.9%増と2四半期ぶりのプラス成長に持ち直していますが、依然として輸出は低調で、民間消費の回復力も鈍い状態が続いています。

板紙事業におきましては、国内出荷数量は前年を下回り、原料古紙価格が高留まりする等、厳しい事業環境が続きました。

こうした状況のなか、当社は経営全般にわたるコスト低減に総力を結集する一方、需要に見合った生産レベルの維持と適正な製品価格の実現に努めました。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

#### ○板紙事業

当事業関連では、需要が軟調に推移したなか製品価格は概ね横這いでしたが、販売数量が減少したことにより、売上高は7,313百万円（前期比1.9%減）となりました。

#### ○美粧段ボール事業

当事業関連では、青果物関連品は増加しましたが、通信機器関連品、医薬品関連品等が減少し、売上高は1,121百万円（前期比5.1%減）となりました。

この結果、当期の売上高は8,435百万円（前期比2.3%減）となりましたが、燃料費等の減少により、営業利益は267百万円（同116.7%増）、経常利益は310百万円（同97.7%増）、当期純利益は179百万円（同133.9%増）となりました。

なお、事業別の売上高は、次のとおりであります。

| 事業区分     | 第174期<br>(平成27年5月期) |       | 第175期<br>(平成28年5月期) |       | 前期比        |       |
|----------|---------------------|-------|---------------------|-------|------------|-------|
|          | 金額                  | 構成比   | 金額                  | 構成比   | 金額         | 増減率   |
| 板紙事業     | 7,455,515千円         | 86.3% | 7,313,399千円         | 86.7% | △142,116千円 | △1.9% |
| 美粧段ボール事業 | 1,182,505           | 13.7  | 1,121,687           | 13.3  | △60,818    | △5.1  |
| 合計       | 8,638,021           | 100.0 | 8,435,086           | 100.0 | △202,934   | △2.3  |

### (2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は93百万円であり、その主なものは板紙製品に係る品質向上のための抄紙機改良工事であります。

### (3) 資金調達の状況

当期は新たな資金調達は行っておりません。

### (4) 対処すべき課題

当社といたしましては需要に見合った生産体制と適正価格の維持を含め、環境の変化に対応した経営を目指し、以下の項目を重点課題として全社一丸となって目標の達成に向けて更なる努力を重ねてまいります。

#### 営業開発力の強化

販売価格の維持とともに生販一体化体制による顧客サービスの強化などの非価格競争力の強化等により販売量の安定確保に努めるとともに採算重視の営業活動に徹し、更には開発力の強化による新規取引先の開拓を推進して質量面での充実を図り、営業基盤の更なる確立を図るよう役職員一丸となって販売活動を強力に推進してまいります。

#### 省エネ・生産効率向上と製品開発力の向上

コスト競争力は企業存続の条件との認識にたち、原燃料等の価格高騰に対処するため、省エネや省力化、生産効率向上に寄与する投資を積極的に推進し、更なるコスト低減策に取り組むとともに、併せてユーザーニーズに合った製品開発力を強化して営業を行ってまいります。

#### 原材料の安定調達と資材調達コストの低減

当社にとって原材料の安定調達は企業活動を続けていく上で、最重要課題であると同時に、資材調達コストが即収益に大きな影響を及ぼすことを十分認識し、市況動向等を注視し原材料の計画的かつ安定的な調達に努め資材コスト低減を図ってまいります。

#### 環境保全と品質の安定化

世界的問題である環境については企業の社会的責任を果たす重要な要素であり、環境と共生する循環型社会実現のためにISOに基づく活動を展開し更なる環境の改善を図り社会の要請に応えてまいります。

品質に係る活動の成果は、企業価値の創出につながることを自覚の上、顧客が求める品質の安定、向上を目指し顧客の信頼に応えてまいります。

株主の皆様には、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分        | 平成24年度<br>第172期 | 平成25年度<br>第173期 | 平成26年度<br>第174期 | 平成27年度<br>第175期 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高(千円)    | 8,690,592       | 8,493,975       | 8,638,021       | 8,435,086       |
| 経常利益(千円)   | 530,877         | 234,941         | 157,042         | 310,447         |
| 当期純利益(千円)  | 361,605         | 129,465         | 76,779          | 179,623         |
| 1株当たり当期純利益 | 58円52銭          | 21円71銭          | 13円04銭          | 34円25銭          |
| 総資産(千円)    | 10,862,434      | 11,151,781      | 12,061,163      | 11,656,031      |
| 純資産(千円)    | 7,428,077       | 7,508,637       | 8,047,702       | 7,914,751       |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

中芯原紙、紙管原紙、平板の製造・販売

美粧段ボールの製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場

本社営業所・工場

岡山市南区浜野1丁目4番34号

大阪加工営業所

大阪市淀川区野中南2丁目10番11号

(9) 従業員の状況

| 従業員数(前期末比増減) | 平 均 年 令 | 平 均 勤 続 年 数 |
|--------------|---------|-------------|
| 176名 (0名)    | 41.7歳   | 18.7年       |

(10) 主要な借入先

当社の取引銀行は、株式会社中国銀行、三井住友信託銀行株式会社及び農林中央金庫ですが、借入金はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(平成28年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,500,000株  
(うち自己株式) (582,531株)  
(注) 自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末に比べ1,500,000株減少しております。
- (3) 株主数 786名
- (4) 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|---------|---------|
| 王子ホールディングス株式会社                                     | 2,268千株 | 46.13%  |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行                                    | 213     | 4.33    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                  | 77      | 1.56    |
| THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY<br>JASDEC ACCOUNT | 76      | 1.54    |
| 合 同 会 社 く す の き ま さ し げ                            | 70      | 1.42    |
| 津 村 正 明                                            | 63      | 1.28    |
| 三 宅 和 美                                            | 62      | 1.26    |
| 岡 崎 共 同 株 式 会 社                                    | 58      | 1.19    |
| 岡 崎 達 也                                            | 53      | 1.09    |
| 岡 崎 直 也                                            | 52      | 1.07    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を582,531株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等(平成28年5月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|---------------|-----------|------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 津 川 孝 太 郎 | 営業統括部長<br>総務経理部長<br>営業統括部長補佐 |
| 常 務 取 締 役     | 黒 住 康 太 郎 |                              |
| 取 締 役         | 永 井 健 司   |                              |
| 取 締 役         | 西 原 修 志   |                              |
| 取 締 役         | 田 井 廣     | 岡山ガス株式会社代表取締役社長              |
| 常 勤 監 査 役     | 妻 鹿 徹     |                              |
| 監 査 役         | 岡 崎 彬     |                              |
| 監 査 役         | 岡 崎 孝 夫   |                              |

- (注) 1. 取締役 田井 廣氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岡崎 彬 及び 岡崎 孝夫の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 田井 廣氏 及び 監査役 松浦 孝夫氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 田井 廣氏 及び 監査役 妻鹿 徹、岡崎 彬、岡崎 孝夫の3氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                      | 支 給 人 員   | 報 酬 額               |
|--------------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(1) | 78,739千円<br>(4,000) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(2)  | 22,405<br>(5,800)   |
| 合 計                      | 9         | 101,145             |

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与等は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成22年8月26日開催の第169回定時株主総会において年額200百万円以内(使用人分給与及び賞与等は含まず)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成22年8月26日開催の第169回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

4. 上記報酬額には、役員退職慰労引当金の当期増加額が下記のとおり含まれております。

取締役 5名 11,709千円

監査役 1名 1,260千円

## (3) 社外役員に関する事項

### ①取締役 田井 廣志

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、製紙会社での役員としての豊富な経験、専門知識を活かし、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や助言を行いました。

## ②監査役 岡崎 彬

- イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況  
岡山ガス株式会社 代表取締役社長
- ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況  
該当事項はありません。
- ハ. 重要な兼職先と当社との関係  
当社と特定関係事業者の関係にある岡山ガス株式会社と当社との間には、当社が使用する主燃料の産業用ガス購入取引があります。
- ニ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、また、監査役会14回全てに出席し、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や監査結果についての意見交換、監査事項の協議などを行いました。

## ③監査役 松浦 孝夫

- イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職の状況  
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職の状況  
該当事項はありません。
- ハ. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ニ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、また、監査役会14回全てに出席し、適宜質問し意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言や監査結果についての意見交換、監査事項の協議などを行いました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由  
監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は会計監査人を解任します。

また会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、内部統制システムを整備し運用することを経営上の重要な課題としております。そのため、内部統制システムについて、内外環境の変化に応じ不断の見直しを行い、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善・充実を図っております。なお、当社は、取締役会において「内部統制基本方針」につき、以下のとおり決議しております。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が職務を執行するにあたり、自律的行動規範を定めた企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務経理部及びコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員研修等を行う。

社内監査室は、適宜コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。法令上疑義のある行為、不正・違反行為等については直接情報提供を行う手段として、内部通報制度に基づくヘルプラインを設置・運営する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る重要文書は、十分な注意をもって保存・保管に努めることとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。保存対象文書、保存期間、取扱要領等については文書取扱規程に基づき管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・財務報告・品質・情報システム・事務処理・環境等の事業活動の遂行に関連するリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修の実施等を行い、リスクの予知、予防、管理に努める。リスクが発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規定に基づき、社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の効率化、業務活動の円滑化、責任体制の確立等を図るため、役職員が共有する職務権限、業務分掌等を定めた職務権限規程、業務分掌規程等に基づき職務を執行する体制を確立する。また、取締役会による中期経営計画の策定、同計画に基づく事業部門単位の業績目標と予算の設定とITを活用した月次業績管理の実施、経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の検討・実施等によって取締役の職務の執行の効率化を図る。

**5. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、社内監査室所属員に監査業務に必要な事項を指示・命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた同所属員はその指示・命令に関して取締役、社内監査室長等の指揮命令を受けないものとする。また、監査役から監査を十分に行うために補助使用人を必要とする旨の申し出があった場合には、取締役会は、補助使用人の人数及び地位等の事項について審議の上、その結果を監査役に報告するものとする。

**6. 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項**

監査役の職務を補助する補助使用人は、取締役の指揮命令に服さないものとし、補助使用人の人事考課については監査役が行うこととする。また、人事異動、報酬等については監査役の同意を得て、それらの事項を決定することとする。

**7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

経営に関する事項、その他重要事項については、監査役に報告する体制を確立する。また、必要に応じ役職員が監査役に直接報告・説明することができるものとし、当該役職員が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が必要と認める場合には、独自に専門の弁護士、公認会計士起用し、監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

**9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針**

監査役の請求等に従い、円滑に行うものとする。

**10. 反社会的勢力の排除に向けた体制**

**(1) 基本方針**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、関係の完全な遮断、排除を行うとともに、付け入る隙を与えない企業活動を実践する。トラブルが発生した場合には企業をあげて対応する。

**(2) 基本方針に基づく対応**

事業遂行にあたっては企業トップから従業員一人一人に至るまで遵法の意識を持つと同時に社会的良識を備えた善良な市民としての行動規範を確立し遵守することにより、企業活動のあらゆるレベルにおいて反社会的勢力や団体との結びつきを阻止し、健全な企業風土を醸成する。

- ①反社会的勢力及び団体との関係遮断に全社的に対応するために、総務経理部を担当部署とし、窓口は総務経理部総務課（法務担当）とする。
- ②反社会的勢力担当部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを実施するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、警察、暴力追放運動センター等の外部関係機関との連携を図る。
- ③反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲で自社内の取引状況を確認する。また、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する。
- ④反社会的勢力による不当要求がなされた場合には該当情報を速やかに所属長に報告するとともに、担当部署に報告・相談し、更に担当部署より取締役会に報告する。

## 11. 財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本方針

財務報告に係る内部統制は、その目的とする「業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全」の要件を確保するために、業務全体を通じて組織内すべての者が目的とする事項を踏まえ業務を遂行することをもって財務報告の適正性を確保することが求められている。

このため、組織内すべての者は、組織の目的及び内部統制の目的を達成するため、適時かつ適切に内部統制の整備・運用状況を見直しの上、その有効性に関し適正なる評価を継続して行い、所期の目的を達成することを基本方針とする。

### 【当社の内部統制基本方針の運用状況】

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①企業倫理行動指針をはじめとするコンプライアンスに係る規程を遵守するため、社長を委員長として定期的に研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図っている。
- ②内部通報制度の改正を行い、利用対象者の範囲拡大、社外通報窓口の新設及び通報者に対する不利益防止の体制を整備し運営をしている。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により永久保存されている。また、社長決裁稟議については、担当部門により10年間保存されている。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動の遂行に関する重大リスクについては、リスク管理規程、緊急事態対策規程等の規程に基づき、緊急対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

**4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、職務執行する体制を確立し、経営の効率化を図っている。
- ②中期経営計画等を査定し、月次業績のレビューと改善策の検討等を行い、効率化を図っている。

**5. 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役が社内監査室所属員に指示・命令を行い、同所属員はその指示・命令に従って監査役の職務の補助を行っている。

**6. 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項**

専任の社内監査室所属員が所属する監査室は取締役の指揮命令に服さないよう、分離されている。

**7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

役職員が報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が重要な会議等に参加することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに、社内監査結果を定期的に監査役に適宜報告するなど、体制の確保に努めている。

**9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針**

監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上している。

**10. 反社会的勢力の排除に向けた体制**

- ①反社会的勢力排除による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対策について、暴力追放運動推進センターの講習を受講している。
- ②反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たないために、当社は契約締結時に反社会的勢力排除条例を記載するよう徹底をしている。

**11. 財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本方針**

財務報告の信頼性の確保を実現するために、内部統制の有効かつ効果的な整備・運用を行い、評価基準に基づき財務プロセスの検証を行っている。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。なお、当社への持株比率は表示桁未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 5月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目                | 金 額        | 科 目                  | 金 額        |
|--------------------|------------|----------------------|------------|
| <b>[ 資 産 の 部 ]</b> |            | <b>[ 負 債 の 部 ]</b>   |            |
| 流 動 資 産            | 6,826,970  | 流 動 負 債              | 2,765,106  |
| 現金及び預金             | 2,709,875  | 支払手形                 | 1,561,982  |
| 受取手形               | 1,521,465  | 買掛金                  | 307,511    |
| 売掛金                | 1,655,588  | リース債務                | 4,445      |
| 商品及び製品             | 344,535    | 未払金                  | 294,899    |
| 仕掛品                | 19,218     | 未払費用                 | 454,675    |
| 原材料及び貯蔵品           | 416,024    | 未払法人税等               | 64,137     |
| 前払費用               | 15,759     | 未払消費税等               | 20,397     |
| 繰延税金資産             | 144,574    | 預り金                  | 5,987      |
| その他                | 2,292      | 設備関係支払手形             | 50,700     |
| 貸倒引当金              | △2,364     | その他                  | 369        |
| 固 定 資 産            | 4,829,060  | 固 定 負 債              | 976,172    |
| 有 形 固 定 資 産        | 2,235,542  | リース債務                | 3,939      |
| 建物                 | 548,975    | 繰延税金負債               | 514,520    |
| 構築物                | 116,938    | 退職給付引当金              | 416,569    |
| 機械及び装置             | 1,346,795  | 役員退職慰労引当金            | 41,142     |
| 車両運搬具              | 733        | 負 債 合 計              | 3,741,279  |
| 工具、器具及び備品          | 18,831     |                      |            |
| 土地                 | 194,549    | <b>[ 純 資 産 の 部 ]</b> |            |
| リース資産              | 8,718      | 株 主 資 本              | 6,336,184  |
| 無 形 固 定 資 産        | 5,285      | 資 本 金                | 821,070    |
| ソフトウェア             | 3,776      | 資 本 剰 余 金            | 734,950    |
| 電話加入権              | 1,269      | 資 本 準 備 金            | 734,950    |
| 商 標 権              | 240        | 利 益 剰 余 金            | 4,999,482  |
| 投資その他の資産           | 2,588,233  | 利 益 準 備 金            | 50,000     |
| 投資有価証券             | 2,576,144  | その他利益剰余金             | 4,949,482  |
| 出 資 金              | 9,793      | 配当準備積立金              | 58,000     |
| その他                | 2,295      | 別 途 積 立 金            | 1,091,419  |
| 資 産 合 計            | 11,656,031 | 繰越利益剰余金              | 3,800,063  |
|                    |            | 自 己 株 式              | △219,317   |
|                    |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | 1,578,566  |
|                    |            | その他有価証券評価差額金         | 1,578,566  |
|                    |            | 純 資 産 合 計            | 7,914,751  |
|                    |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計      | 11,656,031 |

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年 6 月 1 日から  
平成28年 5 月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 8,435,086 |
| 売 上 原 価               |         | 6,905,559 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,529,527 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,261,603 |
| 営 業 利 益               |         | 267,924   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 配 当 金         | 34,591  |           |
| そ の 他                 | 10,343  | 44,934    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 売 上 割 引               | 2,156   |           |
| そ の 他                 | 255     | 2,411     |
| 経 常 利 益               |         | 310,447   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 310,447   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 100,467 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 30,356  | 130,824   |
| 当 期 純 利 益             |         | 179,623   |

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から  
平成28年5月31日まで)

(単位 千円)

|                                 | 株主資本     |          |         |               |             |               |              |           |             |
|---------------------------------|----------|----------|---------|---------------|-------------|---------------|--------------|-----------|-------------|
|                                 | 資本金      | 資本剰余金    | 利益剰余金   |               |             |               |              | 自己株式      | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |          | 資本準備金    | 利益準備金   | その他利益剰余金      |             |               | 利益剰余金<br>合 計 |           |             |
|                                 |          |          |         | 配当準備<br>積 立 金 | 別途積立金       | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |           |             |
| 平成27年6月1日残高                     | 821, 070 | 734, 950 | 50, 000 | 58, 000       | 1, 091, 419 | 4, 249, 311   | 5, 448, 730  | △404, 482 | 6, 600, 267 |
| 事業年度中の変動額                       |          |          |         |               |             |               |              |           |             |
| 剰余金の配当                          |          |          |         |               |             | △64, 121      | △64, 121     |           | △64, 121    |
| 当 期 純 利 益                       |          |          |         |               |             | 179, 623      | 179, 623     |           | 179, 623    |
| 自己株式の取得                         |          |          |         |               |             |               |              | △379, 585 | △379, 585   |
| 自己株式の消却                         |          |          |         |               |             | △564, 750     | △564, 750    | 564, 750  | －           |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |          |          |         |               |             |               |              |           |             |
| 事業年度中の<br>変動額合計                 | －        | －        | －       | －             | －           | △449, 247     | △449, 247    | 185, 164  | △264, 082   |
| 平成28年5月31日残高                    | 821, 070 | 734, 950 | 50, 000 | 58, 000       | 1, 091, 419 | 3, 800, 063   | 4, 999, 482  | △219, 317 | 6, 336, 184 |

|                                 | 評価・換算差額等             | 純資産合計     |
|---------------------------------|----------------------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |           |
| 平成27年6月1日残高                     | 1,447,434            | 8,047,702 |
| 事業年度中の変動額                       |                      |           |
| 剰余金の配当                          |                      | △64,121   |
| 当 期 純 利 益                       |                      | 179,623   |
| 自己株式の取得                         |                      | △379,585  |
| 自己株式の消却                         |                      | —         |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 131,132              | 131,132   |
| 事業年度中の<br>変 動 額 合 計             | 131,132              | △132,950  |
| 平成28年5月31日残高                    | 1,578,566            | 7,914,751 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 注 記 事 項

### 1. 重要な会計方針に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの 移動平均法による原価法

##### 2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ②商品及び製品、仕掛品

板紙関連品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

美粧段ボール関連品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14～38年

機械及び装置 5～15年

##### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 10,600,386千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>の株式数 | 当事業年度増加<br>の株式数 | 当事業年度減少<br>の株式数 | 当事業年度末<br>の株式数 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 普通株式  | 7,000,000株      | 一株              | 1,500,000株      | 5,500,000株     |

(注) 発行済株式の総数の減少は、自己株式の消却1,500,000株によるものであります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>の株式数 | 当事業年度増加<br>の株式数 | 当事業年度減少<br>の株式数 | 当事業年度末<br>の株式数 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 普通株式  | 1,231,460株      | 851,071株        | 1,500,000株      | 582,531株       |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得850,000株及び単元未満株式の買取り1,071株によるものであり、減少は、自己株式の消却1,500,000株によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の<br>総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|--------------|-------------|------------|
| 平成27年8月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 34,611千円   | 6円           | 平成27年5月31日  | 平成27年8月27日 |
| 平成28年1月7日<br>取締役会    | 普通株式  | 29,509千円   | 6円           | 平成27年11月30日 | 平成28年2月5日  |

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成28年8月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 29,504千円   | 6円           | 平成28年5月31日 | 平成28年8月29日 |

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入金による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また投資有価証券である株式については、定期的に時価を把握し取締役会に報告しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません((注)2.をご参照ください)。

|         | 貸借対照表計上額    | 時価          | 差額  |
|---------|-------------|-------------|-----|
| ①現金及び預金 | 2,709,875千円 | 2,709,875千円 | －千円 |
| ②受取手形   | 1,521,465   | 1,521,465   | －   |
| ③売掛金    | 1,655,588   | 1,655,588   | －   |
| ④投資有価証券 | 2,567,384   | 2,567,384   | －   |
| 資産計     | 8,454,314   | 8,454,314   | －   |
| ①支払手形   | 1,561,982   | 1,561,982   | －   |
| ②買掛金    | 307,511     | 307,511     | －   |
| 負債計     | 1,869,494   | 1,869,494   | －   |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項は次のとおりであります。

資 産

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

投資有価証券である株式の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

①支払手形、②買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

|       | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 8,760千円  |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 退職給付引当金      | 126,994千円 |
| 未払費用         | 131,016   |
| 役員退職慰労引当金    | 12,532    |
| 未払事業税        | 4,551     |
| その他          | 49,052    |
| 繰延税金資産小計     | 324,146   |
| 評価性引当額       | △41,653   |
| 繰延税金資産合計     | 282,492   |
| その他有価証券評価差額金 | 652,439   |
| 繰延税金負債合計     | 652,439   |
| 繰延税金負債の純額    | 369,946   |
| うち、「流動資産」計上額 | 144,574   |
| 「固定負債」計上額    | 514,520   |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 32.83% |
| (調整)                 |        |
| 評価性引当額               | 0.91%  |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.63%  |
| 住民税均等割               | 1.23%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.73% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 5.63%  |
| その他                  | 0.64%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 42.14% |

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年6月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は前事業年度の32.06%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年6月1日から平成30年5月31日までのものは30.69%、平成30年6月1日以降のものについては30.46%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が16,744千円減少し、法人税等調整額が17,491千円、その他有価証券評価差額金が34,235千円増加しております。

## 6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              |           |
|--------------|-----------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 431,415千円 |
| 退職給付費用       | 40,791    |
| 退職給付の支払額     | △55,637   |
| 退職給付引当金の期末残高 | 416,569   |

② 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 非積立型制度の退職給付債務       | 416,569 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 416,569 |
| 退職給付引当金             | 416,569 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 416,569 |

③ 退職給付費用

|                |          |
|----------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 40,791千円 |
|----------------|----------|

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

| 種 類                  | 会 社 等 の 名 称                                 | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割 合 (%) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容             | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目           | 期 末 残 高<br>(千円)   |
|----------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------|---------------|-------------------|
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 森 紙 販 売 株 式 会 社<br>(王子ホールディングス<br>株式会社の子会社) | (被所有)<br>直接 0.0                      | 当社製品<br>の販売          | 板紙の販売                 | 690,526         | 受取手形<br>売 掛 金 | 244,436<br>67,947 |
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 佐 賀 板 紙 株 式 会 社<br>(王子ホールディングス<br>株式会社の子会社) | なし                                   | 当社製品<br>の販売          | 板紙の販売                 | 405,138         | 売 掛 金         | 149,240           |
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | 王子コンテナ株式会社<br>(王子ホールディングス<br>株式会社の子会社)      | なし                                   | 当社製品<br>の販売          | 板紙及び美<br>粧段ボール<br>の販売 | 330,149         | 売 掛 金         | 187,168           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称<br>又 は 氏 名 | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割 合 (%) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係              | 取 引 の 内 容      | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目   | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-----|------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------|-----------------|-------|-----------------|
| 役員  | 岡 崎 彬                  | (被所有)<br>直接 0.5                      | 当社の仕入先である<br>岡山ガス株式会社の<br>代表取締役社長 | 産業用ガス<br>購入取引等 | 933,287         | 未 払 金 | 73,779          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 「ガス需給に関する基本契約書」及び「ガス需給契約書」を締結して市場価格で購入しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

1,609円52銭

### (2) 1株当たり当期純利益

34円25銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年7月5日

株式会社 岡山製紙  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

|          |              |
|----------|--------------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 川合弘泰 ㊞ |
| 業務執行社員   |              |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 越智慶太 ㊞ |
| 業務執行社員   |              |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡山製紙の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第175期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第175期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年7月7日

|           |       |
|-----------|-------|
| 株式会社 岡山製紙 | 監査役会  |
| 常勤監査役 妻 鹿 | 徹 ㊟   |
| 社外監査役 岡 崎 | 彬 ㊟   |
| 社外監査役 松 浦 | 孝 夫 ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### ＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

#### 第１号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきます。存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 １株につき 金６円 総額 29,504,814円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年８月29日といたしたいと存じます。

#### 第２号議案 取締役１名選任の件

現在在任している取締役は５名ですが、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することといたしたく、その選任をお願いいたします。存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、定款の定めに従い他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| めが とおる<br>妻鹿 徹<br>(昭和24年１月22日) | 昭和51年４月 神崎製紙株式会社(現 王子ホールディングス株式会社)入社<br>平成13年７月 王子製紙株式会社苫小牧工場管理部長<br>平成18年７月 同社コンプライアンス室長<br>平成19年１月 同社内部監査室長<br>平成21年５月 王子アドバ株式会社専務取締役<br>平成23年６月 同社取締役退任<br>平成23年６月 当社入社<br>平成23年８月 当社常勤監査役(現任) | 5,000株      |

- (注) 1. 妻鹿 徹氏は、新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 妻鹿 徹氏を取締役候補者とした理由は製紙メーカーの業務執行に係る経験により培われた幅広い見識を活かし、取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
4. 妻鹿 徹氏は現在、当社監査役であり、同氏と当社とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役が任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
5. 妻鹿 徹氏の当社監査役の就任年数は、本総会終結の時をもって５年となります。
- なお、同氏は、本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 妻鹿 徹氏が退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された監査役の任期は定款の定めに従い退任監査役の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| かたおか まこと<br>片岡 誠<br>(昭和23年6月26日) | 昭和46年4月 株式会社滝沢鉄工所入社<br>平成2年11月 当社入社<br>平成6年3月 当社製紙事業部製品管理課長<br>平成20年6月 当社定年退職<br>平成26年4月 当社顧問（現任） | 0株          |

(注) 1. 片岡 誠氏は、新任監査役候補者であります。

2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 片岡 誠氏を監査役候補者とした理由は、金属工作機械メーカーの経理・財務担当としての経験と当社における営業及び製品管理の豊富な経験から、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

4. 本議案が原案どおり承認可決され、片岡誠氏が監査役に選任された場合、同氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役が任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限定額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

### <株主提案(第4号議案から第23号議案まで)>

第4号議案から第23号議案までは株主3名からのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおり**いずれの株主提案にも反対**いたします。

以下の議題、議案の要領及び提案の理由につきましては、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

### 第4号議案 定款一部変更の件（一株純資産を下回る公開買い付けへの賛同・応募推奨の禁止）

#### 議案の要領

「当社は、当社の一株あたり純資産の80％を下回る価格を基準とする当社株式の公開買い付けに対し、賛同及び応募推奨をしてはならない。」という条項を、定款に記載する。

#### 提案の理由

そもそも株式は、会社の割合的持ち分であり、その価値の下限は、端的には純資産である。特に、支配株主が存在する場合、親会社の意向でいつでも収奪が可能なことから、市場価格は、株式の本来の価値である一株純資産を下回って推移することが多い。しかしこれは、支配株主の存在故に市場価格が低いのであり、会社の本来の価値を表すものではない。市場価格を引き下げている支配株主が、市場価格の低いことを奇貨とし、一株純資産以下の価格で株式を収奪することは、許されないというべきである。取締役会は、買収等が不可避である場合には、少数株主のために価格を引き上げるべきであるから、少なくとも一株純資産を下回る価格での公開買い付けに対しては賛同及び応募推奨すべきでない。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

公開買付に対する条件等は、取締役会において機動的に判断すべき事項であり、また、将来かつ仮定の出来事を想定して定款を変更することは適当でないと考えます。

## 第5号議案 定款一部変更の件(独立取締役2名以上の選任義務)

### 議案の要領

「当社は、取締役の選任において、会社と利害関係のない独立した社外取締役を2名以上、選任しなくてはならない。特別の場合における選任しない(あるいはできない)例外については、株主に対しての説明を当社ホームページ及び有価証券報告書において行わなければならない。」という条項を、定款に記載する。

### 提案の理由

当社の社外取締役である田井廣志氏は、当社大株主である王子ホールディングスに以前、所属しており、株主の立場から見て独立性が十分確保されているとは言えない。ガバナンスの強化を図るためにも独立性基準の見直し、独立取締役2名以上の選任を求める。

具体的には、次のあげる1)、2)の要件に該当しないこと。

- 1) 会社の大株主である組織において、勤務経験がある。
- 2) 会社のメインバンクや主要な借入先において、勤務経験がある。

なお提案者は、田井廣志氏の取締役選任自体には、反対していない。

### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

現時点においては、独立社外取締役2名以上の選任を義務付ける定款変更は必要ないと考えます。

東京証券取引所の上場規則上義務付けられているのは、独立役員1名以上の確保であり、当社の独立社外取締役である田井廣志氏については、豊富な経験、識見等を活かし、ガバナンスの強化等を含め、当社事業の発展に貢献いただいております。

## 第6号議案 定款一部変更の件(ROE 8%を3年連続で下回った場合の情報開示義務)

### 議案の要領

「ROE 8%を3期連続で下回った場合は、株主に対し未達の詳細理由の説明、および今後の株主還元方針を、開示しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

### 提案の理由

経産省「伊藤レポート」(一橋大学の会計学者である伊藤邦雄教授を座長とする)で「グローバルな投資家との対話では、8%を上回るROE(自己資本利益率)を最低ラインとし、より高い水準を目指すべき。」と指摘されており、経営者は本来であれば資本コストを上回まわるROEを経営指標に落とし込み、長中期的にROEを向上し、株主にリターンを返すような経営を目指す義務があると考えられる。ROE 8%を3期連続未達の場合、明確な理由を株主に説明すべきである。

資本コストを上回ることが中長期的に難しいと判断するならば、経営陣は使うあてのない資金については、自己株式を取得して消却するか、配当として株主に還元するなどの資本政策・経営行動をとるとともに、株主還元方針を開示すべきである。

### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

種々の経営指標のうちROEのみを重視すべきではなく、また、ROEに関する説明等は定款の規定に馴染まない事項と考えます。当社は、中長期的視点に鑑みた持続的成長を目指す所存であります。

## 第7号議案 定款一部変更の件(当社における従業員持株会の設置)

### 議案の要領

「当社は、従業員持株会を設け、当社従業員が、当社の株主でもあるという状態を、。」という条項を、定款に記載する。

#### 提案の理由

従業員が当時に当社の株主となることは、従業員の企業価値増加に対する意識を高め、企業への忠誠心や一体感が強めることで、企業価値向上に向けた活動が活発になることが予想される。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、現在従業員持株会を有しておらず、また、従業員持株会に関する事項は定款の規定に馴染まないと考えます。

### 第8号議案 定款一部変更の件(銀行株式保有の禁止)

#### 議案の要領

「当社は、銀行業を売り上げの過半を占める上場企業の株式保有を、原則として行っ  
てはならない。特別の場合の例外については、株主に対しての説明を、当社ホームペー  
ジ及び有価証券報告書において行わなければならない。」という条項を、定款に記載す  
る。

#### 提案の理由

当社は有利子負債がなく、現金が豊富のため、取引関係向上のための銀行株を保有す  
る必要がない。不必要な銀行株を売却し、その資金を自社株買いや配当に回すべきであ  
る。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社の保有する投資有価証券は、リスクの少ない資産の安定運用を目指しているもの  
で、銀行株式についても同様であります。

### 第9号議案 定款一部変更の件(白票を会社側提案については賛成、株主提案 については反対とすることの禁止)

#### 議案の要領

「株主総会の議決権行使書面において賛成とも反対とも記載されていない白票につい  
ては、会社側提案と株主提案で不公平な取扱いをしてはならない。」という条項を、定  
款に記載する。

#### 提案の理由

株主総会において、賛成とも反対とも記載されていない議決権行使書面に関しては、  
株主提案については反対、会社提案については賛成とする取扱いが行われており、決議方  
法として不公平だとする見解が存在する。

例えば、株主にとって重要度の高い配当に関する議案に関しては、会社提案と株主提  
案が対立議案として扱われており、会社提案に○をつけずに、株主提案に賛に○をつけ  
ている場合には、会社提案に何も印をつけない事が会社提案に対する賛成として扱わ  
れ、会社提案と株主提案ともに賛成しているということで、量議案に関して棄権扱いに  
され、極めて不合理である。株主本来の意図とは異なる取り扱いを避けるためにも、賛  
否どちらにも○がつけられていない議決権行使書面に関しては、会社提案、株主提案を  
問わず、その議案に関しては棄権扱いとすることが正当であると考えられる。なお、本  
議案は、HOYA株式会社の11年株主総会で、事前の議決権行使書ベースで約38%の賛成を  
得ている。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社の対応は、会社法及び会社法施行規則に則った適法、適切なものであります。

## 第10号議案 定款一部変更の件(当社の発行済1%以上の株主との対話における最高経営責任者の対応)

### 議案の要領

「当社は、取締役会と株主との対話についての方針について、株主に対して、開示しなくてはならない。発行済株式の1%を超える株式を所有する当社の株主が、経営陣に面談を求めてきたときには、最高経営責任者が対応しなくてはならない。」という条項を、定款に記載する。

### 提案の理由

現在、代表取締役が株主と面談しなければならないという法律はないが、会社を発展させたいという視点では株主と代表取締役は同じであり、多くの会社は、株主の面談要求に対し代表取締役による回答という形で答えている。近年東京証券取引所と金融庁が制定したスチュワートシップコードでも、第2次安倍政権の資本市場改革の流れのもと、株主と経営陣は、長期的な株式価値の増加のために協業すべきとされており、株主が最高経営責任者である代表取締役は、当然ながら、株主との面談や対話の要請に応じるべきである。

### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

機関投資家との建設的対話は、都度必要性を検討して実施しており、定款において数値基準や対応すべき担当者を規定することは適切でないと考えます。

## 第11号議案 定款一部変更の件(株主提案権行使の適時開示義務)

### 議案の要領

「株主総会に向けて株主提案権が行使された場合には、行使されてから1週間以内に株主提案権行使の事実、及び内容を株主に開示しなければならない」という条項を、定款に記載する。

### 提案の理由

株主提案権が行使されたことに關して一切の適時開示がない場合、株主は株主総会招集通知が送られて来て初めて株主提案権が行使されていること、及びその内容を知ることとなる。株主提案権は、自らの意見を、他の株主や取締役らの会社関係者に周知させ、その提案の趣旨を理解させる重要なコミュニケーションツールであり、スチュワートシップコードに沿った責任を果たすために、株主提案権の行使は、重要な役割を果たしている。提案権行使の事実と内容を、早期開示をすることで、株主は十分な時間を使って検討できるため、株主提案権行使が行われてから一週間以内に、当社ホームページ上において、適時開示を義務付けるべきである。

### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

提案に係る開示については、必要はなく、また、定款の規定に馴染まない事項と考えます。

## 第12号議案 定款一部変更の件(役員報酬の個別開示)

### 議案の要領

「事業年度毎の取締役および監査役の報酬・賞与額については、一億円を上回るか否かに関わらず、個々の取締役および監査役毎にその金額を、該当事業年度の株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載して開示する。」という条項を、定款に記載する。

### 提案の理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示され

ば、費用効果の測定をより行いやすくなる。本議案はHOYA株式会社の11年定時総会で48.47%の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、平成22年8月26日開催の第169回定時株主総会で取締役及び監査役の年間の報酬限度額を決議し、その決議の限度内において支給しており、その総額は事業報告の「取締役及び監査役の報酬等の額」において開示しており、株主への開示としては十分と考えておりますし、個々の取締役及び監査役の報酬を開示することは、各人のプライバシーも関係するところであり賛成できません。

**第13号議案 定款一部変更の件（バイオマス発電事業、電力販売事業への参入）**

**議案の要領**

当社の定款における事業目的に、「バイオマス発電事業」、「電力の販売」を追加する。

**提案の理由**

当社は、第175期第3四半期の有価証券報告書によると、現金、投資有価証券を合わせて約47億円保有しているが、これらの資産を有効活用する新規事業の検討が全く行われていない。資産の有効活用として、バイオマス発電事業に新規参入し、収益改善を行っていただきたい。バイオマス発電は固定価格買取制度で20年間買い取り価格が保証されており、材料の木材の調達が安定して可能であれば、安定して収益を上げることが可能であり、王子製紙、日本製紙など、多くの国内同業者が、同分野へ参入している。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

資産の有効活用については、バイオマス発電事業への参入を含め、今後の検討課題とさせていただきますが、現時点で事業目的を追加する必要性はないと考えます。

**第14号議案 自己株式取得の件**

**議案の要領**

本株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数400,000株、取得価額の総額2億円（ただし、分配可能額の範囲内）を限度として、金銭の交付を持って取得することとする。

**提案の理由**

当社は、不必要に過大な現金を保有しており、それが株主資本利益率（ROE）の低下に繋がり、株価が著しく低迷している。企業価値を向上させるため、当社の手持ち現金を自己株式取得のために使用し、株主に還元すべきである。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、会社法第165条第2項及び定款第33条の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができるものとされており、今後も必要に応じて、定款に定める取締役会の決議により自己株式を取得することで十分であると考えます。

**第15号議案 剰余金の処分の件**

**議案の要領**

第175期事業年度（平成27年6月1日から平成28年5月31日）に係る期末配当については、以下のとおりとする。

（1）配当財産の種類 金銭

- (2) 配当財産の割当に関する事項及び総額  
当社普通株式1株につき金20円（配当総額98,366,080円）
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年8月31日

#### 提案の理由

当社は長年にわたって過剰な内部留保を抱えた結果、株主資本利益率（ROE）が低水準にとどまっており、かつ、将来において内部留保を有効活用する計画も存在しない。したがって、過剰に蓄積された当社の内部留保を配当することにより、株主に対して利益を還元すべきである。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元と内部留保及び昨今の経営状況等を総合的に勘案し、剰余金の処分に関しては、当期は会社提案の第1号議案のとおりとさせていただきます。

### 第16号議案 独立取締役1名選任の件

#### 議案の要領

江間賢二氏を、当社の独立社外取締役に選任する。

#### 提案の理由

当社にとって、仮に王子製紙グループによる公開買い付けに対して賛否を決する場合や、提案者らが提案しているバイオマス発電事業への参入において、王子製紙株式会社との合弁会社を設立する場合において、当社少数株主と筆頭株主との間で、利益相反関係が存在する。この点、当社では、実質的に独立の社外取締役が存在しないことが、懸念材料としてあるため、独立取締役を早期に選任することが求められる。また株主提案による候補は、「伊藤レポート」において、「取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである」とされている実務に、従前より他の上場企業で、国際的投資家に対して、熱心に取り組んできた人物であり、独立取締役としての十分な資質と能力を備えていると考えられる。

取締役候補 江間賢二（昭和22年11月8日生まれ）

経歴 昭和45年3月 株式会社保谷硝子（現、HOYA株式会社）入社、平成5年6月 HOYA株式会社取締役企画管理・経理・購買担当、平成9年6月当社常務取締役戦略企画・財務担当、平成12年6月当社専務取締役コーポレートファイナンス担当、平成13年6月同社専務取締役CFO、平成15年6月同社取締役、執行役最高財務責任者、平成15年7月HOYA HOLDINGS N.V. 社長、平成19年1月HOYA株式会社オランダ支店Executive Officer Chief Financial就任。平成25年6月に、同社株主総会に出席することなく全役職から退任。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

既に説明したとおり、当社には独立社外取締役として田井廣志氏が選任されており、現時点で独立社外取締役を2名選任する必要はないと考えております。

### 第17号議案 定款一部変更の件（売買単位の100株単位への統一）

#### 議案の要領

「東京証券取引所における売買単位を、100株単位とする。」という条項を、定款に規定する。

#### 提案の理由

当社の株式は、1000株単位で売買されており、これは100株単位で売買できる場合と比べて、流動性の低下を招いており、株主にとって流動性リスクを負わせる結果になっている。東京証券取引所の規定等も、売買単位を100株に統一し、5万円以上の単位での売買が可能であることが望ましいとしており、当社が売買単位を100株単位にしない積極的な理由は見当たらない。このような施策は、会社が決断すれば、すぐにでもできることであり、早期に100株単位への売買が、証券取引所で可能になるように、変更すべきである。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

株主提案の趣旨、理由については、賛同できる点もあるものの現時点では必要性はなく、今後の検討課題とさせていただきます。

**第18号議案 定款一部変更の件（「伊藤レポート」株主資本利益率8%目標への対応に関する情報開示）**

議案の要領

「経済産業省「伊藤レポート」で定められた株主資本利益率（ROE）目標への対応について、当社の方針を開示しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

第二次安倍政権成立以降、経済産業省による「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（座長：伊藤邦雄一橋大学大学院商学研究科教授）による「伊藤レポート」のなかで、国際的な投資家が日本企業に対して求めている株主資本利益率（ROE）として、8%を最低限の目標として提示したことは、近年の日本の資本市場において、画期的な出来事であり、上場企業の目指す資本コストの概念が明確化、規範化されたことの意味は大きい。

当社のROEは、依然として十分な水準に達していないが、適切な戦略の立案と、経営陣の努力によって、早期（2年程度）に8%以上を達成するべきであり、そのために、会社としてどのような経営戦略をとるべきか、資本政策をとるべきかについて、当社においても、より建設的な情報開示と、株主との適切な対話が行われることが望ましい。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

反対の理由につきましては、第6号議案の「当社取締役会の意見」の内容と同じです。

**第19号議案 定款一部変更の件（取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置）**

議案の要領

「取締役報酬と当社の株式価値との連動性についての特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

提案の理由

第二次安倍政権以降、日本の資本市場を活性化するために、「コーポレートガバナンスコード」などの施策がなされたが、一つ自覚がされていないのは、日本の経営者報酬のあり方である。特に海外の機関投資家からは、日本の経営者報酬の問題点として、業績や株価動向との連動性が低いこと、経営陣の自社株保有比率が低いことが指摘されており、年収の3倍程度の株式保有や、株式報酬などが推奨され、議論されているところである。当社においても、依然として経営者の自社株保有が足りないことを提案者らも指摘しているが、改善の度合いは不十分であるので、特別委員会の設置を求める。本来、株主は経営者とは、プリンシパルとエージェントの関係にあるが、一般に代理人と依頼者の利益相反は、代理人が株主たる利害となるべく一致した報酬体系になることによって、軽減させることができるとされ、提案者も経営者が自社株を年収の3倍程度保有することを推奨したい。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

特別調査委員会の設置については、必要はなく、また、定款の規定に馴染まない事項と考えます。

## 第20号議案 定款一部変更の件(1株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続した場合の情報開示)

### 議案の要領

「一株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続する場合には、かかる現状が異常事態であるということと、その抜本的解決のための解決策について、株主に開示しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

### 提案の理由

当社はそもそも、一株あたり純資産を大幅に下回る株価が恒常化しているが、これは解散価値よりも株価が低いということであり、そもそも恥ずかしいことだと考えるべきである。これが米国であれば、即刻、敵対的買収の対象になるであろう。過去1年を振り返って、自己株式の取得と償却については、一定の評価ができる施策もないわけではないが、いまだに1株あたり純資産を大幅に下回る400円代と株価が低迷しているのは、当社の資本政策や経営政策が、いまだに資本市場から評価されていない結果である。このような現状には、抜本的な解決案を株主と話し合う必要が本来はあるというべきであり、少なくとも、当株主総会から6ヶ月以内に株価が一株あたり純資産を上回る水準に達しない場合には、株主に対する能動的な説明義務を、経営陣や取締役会に負わすべきである。

### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

提案に係る開示については、必要はなく、また、定款の規定に馴染まない事項と考えます。

## 第21号議案 定款一部変更の件(王子製紙株式会社との経営統合に関する特別調査委員会の設置)

### 議案の要領

「当社は、中長期的な株式価値の最大化という観点から、王子製紙株式会社との関係性について検討する特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

### 提案の理由

当社は数年前に王子製紙グループとの資本提携を行ったが、株価や業績動向を考慮すると、いまだに十分な成果が表れているとは言い難い。本来であれば、製紙業は、資本力が要する産業であること等を考えると、王子製紙グループとは、潜在的にはシナジーを生む関係性を構築できる余地がある。また提案者らは、バイオマス発電事業への参入を、当社経営陣に提案しているが、王子製紙株式会社の資本力などを背景にすれば、合弁会社の設立などにより、成長エンジンとなるべき可能性を秘めている。当社と王子製紙株式会社グループとの協業を、積極的に検討するため、時限付きの特別委員会を設置するべきである。

### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

特別調査委員会の設置については、必要はなく、また、定款の規定に馴染まない事項と考えます。

## 第22号議案 定款一部変更の件(株主との対話に関する規定)

### 議案の要領

「当社は、株主との対話に関する規定を設け、株主に開示しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

### 提案の理由

第二次安倍政権になり、「コーポレートガバナンスコード」や「スチュワートシップコード」が制定され、上場企業の経営者や取締役は、株主と中長期的な株式価値の増加を目指した建設的な話し合いを行なう社会的責務について、明文化され、国際的な投資家からも注目されるようになった。ところが当社も含め、株主と経営陣または取締役が

面談し、中長期的な株式価値向上策について議論する機会は、事実上決算説明会の数時間と定時株主総会に限られており、このような現状は、日本の資本市場を国際的な投資家からも魅力的なものにするという国策にも反する。かかる現状は、バイオマス発電事業など、他の製紙業が行っている施策がまったく実現できていないことや、一株純資産を下回る株価が恒常化している当社の現状と照らし合わせて、問題とみなさざるを得ず、当社の中長期的な株式価値の最大化を実現するため、株主と経営陣または取締役との対話の規定を設け、株主に開示するべきである。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、コーポレートガバナンス・コードやスチュワートシップ・コードの趣旨・精神を踏まえ、適切に対応しており、株主と対話に関する定款規定を改めて定める必要はないと考えます。

### 第23号議案 定款一部変更の件(取締役会議長と最高経営責任者の分離)

#### 議案の要領

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

#### 提案の理由

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けされるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状では、最高経営責任者が、取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持ちうる構造になっていると疑われ、最高経営責任者から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解(大野忠士『C F A受験ハンドブック [レベルⅡ]』(金融財政事情研究会2004年177頁)「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は2番目のチェック項目)、また指導的社外取締役はよく知られた概念である

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社の実態から、取締役会議長と最高経営責任者を分離する必要性は認められない上、定款の規定に馴染まない事項と考えます。

以 上

#### ○議決権行使上のご注意

- (1) 株主提案につきましては、当社取締役会は、そのいずれにも反対しております。
  - (2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (3) 第1号議案及び第15号議案への議決権の行使につきましては、第1号議案は、第15号議案と相反する関係にあります。したがって、議決権行使書面により第1号議案及び第15号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案及び第15号議案への議決権の行使はいずれも無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

(メ モ)

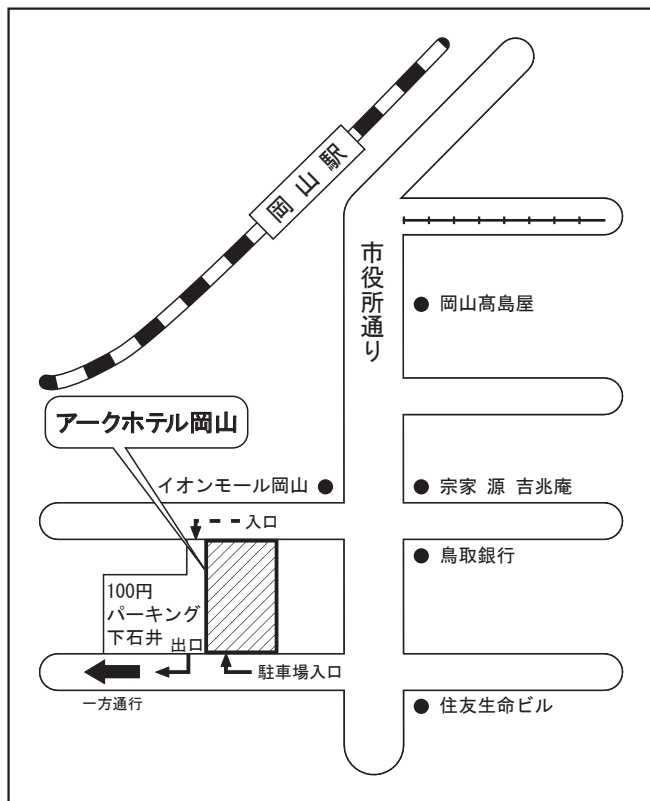
Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

(メ モ)

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内略図

岡山市北区下石井2丁目6番1号  
アークホテル岡山 3階 牡丹の間



● J R 岡山駅より徒歩約7分

（当日駐車場をご利用の方は、アークホテル岡山の駐車場  
または100円パーキング下石井をご利用ください。）